

パブリックコメント等を踏まえた修正について

1 北海道地域貢献活動指針（令和5年4月改訂）（案）

ページ	修正後	パブリックコメント等実施時	修正理由
14	<p>(3) エネルギー対策の実施</p> <p>営業時間短縮や過剰な照明の削減、空調温度の適切な設定による節電対策の徹底のほか、太陽光発電などの再生可能エネルギー設備の導入や、省エネルギーに対応したエアコン、LED照明等への更新など、エネルギー対策の実施に努めてください。</p>	<p>(3) エネルギー対策の実施</p> <p>営業時間短縮や過剰な照明の削減、空調温度の適切な設定による節電対策の徹底のほか、太陽光発電などの再生可能エネルギー設備や、省エネルギーに対応したエアコン、LED照明等の導入など、エネルギー対策の実施に努めてください。</p>	<p>道民意見を踏まえ、自動販売機などの電力削減を促していくため、再エネ設備の導入や、省エネ設備への更新に係る取組例を追記</p>
	<p>(4) <u>ゼロカーボン北海道の実現に向けた対策の実施</u></p> <p>来店者に対し敷地内におけるエンジンストップや、公共交通機関の利用を呼びかけるほか、植樹などの緑化推進や海岸清掃等、地域における温暖化防止活動への積極的な参加・協力などにより地球温暖化対策の普及と促進に努めてください。</p>	<p>(4) <u>地球温暖化対策の実施</u></p> <p>来店者に対する敷地内におけるアイドリングストップの呼びかけや、公共交通機関の利用促進、また、植樹など緑化推進や地域の温暖化防止活動への積極的な参加・協力などにより地球温暖化の防止に努めてください。</p>	<p>庁内の意見を踏まえ、次のとおり修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「地球温暖化」は、2050年までに道内の温室効果ガス排出量実質ゼロをめざす「ゼロカーボン北海道」に修正 ・ 「アイドリングストップ」は、走行中の信号停止などで用いるため、「エンジンストップ」に修正 ・ 脱炭素に関し、ブルーカーボンに係る取組として、「海岸清掃等」を追記

2 北海道地域商業活性化方策（第3期）（案）

項目	修正後	パブリックコメント等実施時	修正理由
地域商業活性化の視点	○リノベーションによる商業地区の活性化と <u>脱炭素化</u>	○リノベーションによる商業地区の活性化	<p>庁内の意見を踏まえ、次のとおり修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「主な課題」の「環境への配慮」に対応する課題として追記
具体的な取組の展開方向	<p>■ 地域資源を活かした地域商業の活性化</p> <p>商店街のリノベーション</p> <p>(3) 商店街共用部や店舗等の改修時における省エネ・再エネ設備や <u>ZEB</u> などの導入</p>	<p>■ 地域資源を活かした地域商業の活性化</p> <p>商店街のリノベーション</p> <p>(3) 商店街共用部における省エネ・再エネ設備の導入</p>	<p>庁内の意見を踏まえ、次のとおり修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「北海道地球温暖化対策推進計画」に基づき、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）などの導入を追記